



相続税増税の流れにみなさま対応されていますか？

新年明けましておめでとうございます。

今年もFP 瓦版をよろしくお願い申し上げます。

さて、年末から年始にかけて、今後の税制をめぐる大きな動きが活発化しています。

昨年末の12月29日に民主党の税制、社会保障と税の一体改革両調査会の合同総会は、消費税率を平成26年4月に8%、27年10月に10%と2段階で引き上げる消費税増税案を含む一体改革大綱素案の税制抜本改革案を了承しました。これを受け政府は、翌日の30日に同内容の一体改革大綱素案の政府案を決定いたしました。

今後3月の消費税増税関連法案の国会提出、立法化を目指しています。

これに対し、民主党内から党方針に反発し離党する議員が出たり、3月の法案可決を内閣解散と引き換えにしろという野党自民党などとの駆け引きが始まっています。

この税制改革案の動向で最も気になるところの一つは、昨年から先送りされた相続税の増税案も含まれているところです。

「政府税制調査会は12月30日、消費税以外の税目も大幅に見直す税制改革案をまとめた。(中略)・・・相続税は、23年度税制に盛り込みながら野党の反対で断念した最高税率(現在50%)の5%引き上げなどを改めて提案。所得税とともに27年から実施する。」(12月31日、産経新聞1面記事より)

3月末に向けて、国会審議を経て法案成立に向けこのままスムーズに進展するかどうか、法案成立の見通しは難しいところですが、与党民主党や政府内は、相続税増税の流れなのは間違いなさそうです。

相続税増税の波が避けられないことになると、「できるなら早めに資産状況の把握と、必要な場合は相続税対策の実施を！」ということです。

これからは、今まで相続税納税対象にならなかった資産規模の方々もその対象となりうる可能性が大です。

私も1月だけで、20日と30日に南麻布と新小岩の都市銀行にて相続セミナーの講師を、他2件の個人のお客様の相続相談が入っております。

税理士やFPなどと自分の資産に関して相談するというのをされたことがなかった方も、ご自分の資産状況の把握ということで一度相談されてみることをお勧めいたします。